

金融庁 受付日

平成14年3月25日

平成14年3月20日
金融庁監督局銀行第1課長
河野正道殿

東京都武蔵野市吉祥寺本町1丁目13番6-901号

照会者 上田 高史

東京都港区西麻布3丁目21番20-803号

上記照会者代理人弁護士 大野 鉄矢



「銀行法」に関する法令適用事前確認手続きにかかる照会について

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

当職は、上記照会者の代理人として、標記の件につき、下記のとおりご照会申し上げます。

敬具

記

1. 本件照会の具体的内容

照会者は、日本国内に居所を有する顧客から委託を受けて、日本国内で、顧客の海外の銀行に対する事務の補助（以下、「本件サポートサービス」といいます）を業務として行おうとするものです。また、照会者は、当該業務の実施にあたり、当該業務の広告・宣伝等を行おうとするものです。そこで、照会者が上記業務を行う前提として、上記業務につき銀行法第4条第1項の免許が必要であるか否か、及び、上記業務が銀行法第61条の構成要件に該当するか否かにつきご照会申し上げます。以下、詳述します。

まず、海外の銀行とは、外国の法令に準拠して外国において銀行業を営む者（銀行法第47条第1項にいう「外国銀行」）で、日本に銀行法第47条第1項にいう支店又は代理店を設置していないものを想定しております。

次に、照会者と顧客及び海外の金融機関との関係ですが、照会者はあくまで顧客の事務を補助しようとするにとどまりますので、照会者は、顧客と海外の金融機関との契約に関し、代理・媒介を行うものではありません。従って、顧客と海外の金融機関との間で生じ

¹ 本照会書は最終補正版であり、最終補正版の当局提出日は平成14年6月24日である。

たトラブルに関して、照会者は責任を負うものではありません（顧客の自己責任ということになります）。

また、照会者は、本件サポートサービスに関し海外の金融機関との間で代理契約及びそれに類する契約等を締結することを想定しておりません。また、照会者は海外の金融機関から独立した立場であって、照会者が本件サポートサービスに関し海外の金融機関から指図を受けることは想定しておりません。

次に、本件サポートサービスの具体的な内容ですが、照会者は本件サポートサービスとして下記を想定しております。

- (1) 海外の銀行に対する口座開設に関する顧客の事務の補助（申込書記入方法・送金方法への助言、必要書類の収集への助力）
- (2) 海外の銀行が取り扱う金融商品の購入・売却・解約に関する顧客の事務の補助（申込書記入方法・送金方法への助言、必要書類の収集への助力）
- (3) その他、上記に付随・関連する一般的な顧客の事務の補助

(1) の口座開設事務の補助ですが、照会者はあくまで顧客の事務を補助するにとどまり、顧客に対し、特定の金融機関への口座開設を勧めることはありません。

また、海外の金融機関自身の責任においてなされるべき本人確認を、照会者が海外の金融機関に代わって行うことはありません。

また、顧客の口座開設の申込を承諾するかどうか、海外の金融機関自身の判断に委ねられておりますので、照会者が顧客に口座開設を保証するものではありません。

また、海外の金融機関の預金業務を代行しているとの疑念をもたれないように、照会者が顧客から現金を預かることは致しません。

これに対し、送金小切手の換金は受取人たる海外の金融機関しか行えないものであり、照会者が顧客からこれを預かっても預金業務を代行することにはならないと考えられますから、顧客からこれを預かることも想定しております。

(2) の金融商品の購入・売却事務の補助ですが、(1) と同様、照会者はあくまで顧客の事務を補助するにとどまり、顧客に対し、特定の金融機関の金融商品の購入・売却を勧めることはありません。

また、顧客の金融商品購入の申込を海外の金融機関が承諾するかどうか、海外の金融機関自身の判断に委ねられておりますので、照会者が顧客に金融商品の購入を保証するものではありません。

そして、照会者は、本件事務代行の実施にあたり、

- (4) 新聞・雑誌・書籍・テレビ・インターネット上のホームページ・電子メールで、本

件サポートサービスを行なっていることを広告・宣伝すること
を想定しております（以下、「本件関連業務」という、また、本件サポートサービスと
本件関連業務とをあわせて「本件業務」という）。

（４）の広告・宣伝ですが、あくまでも本件サポートサービスの広告・宣伝をするにと
どまり、特定の銀行又はその金融商品の宣伝・広告をするものではありません。

3. 本件照会についての照会者の見解及び根拠

照会者は、本件業務につき銀行法第４条第１項の免許は必要なく、従って、本件業務は
銀行法第６１条の構成要件に該当しないと考えます。以下、詳述します。

まず、（１）の口座開設事務の補助及び（２）の金融商品の購入・売却事務の補助です
が、照会者はあくまで顧客の事務を補助するにとどまり、預金・定期積金の受入、資金の
貸付・手形の割引、又は、為替取引を行うものではありません。よって、口座開設事務の
補助は、銀行法第２条第２項にいう「銀行業」及び銀行法第３条の「みなし銀行業」には
該当せず、従って、同第４条第１項で免許を受けるべき「銀行業」には該当しないことは
明白であります。

次に、（４）の広告・宣伝ですが、あくまでも本件サポートサービスの広告・宣伝をす
るにとどまり、特定の金融機関又はその金融商品の宣伝・広告をするものではありません。

以上より、照会者は、本件業務につき銀行法第４条第１項の免許は必要なく、従って、
本件業務は銀行法第６１条の構成要件に該当しないと考えます。

4. 照会者名並びに照会及び回答内容が公表されることについての同意

照会者は、本照会における照会者名並びに照会及び回答内容が公表されることについて
同意いたします。

以上